# **【移住支援金受給要件チェックシート】**

【申請者氏名：　　　　　　　　　　】

１　移住支援金支給対象者は、【Ａ 移住者に関する要件】のア～ウ全てと、【Ｂ 就業等に関する要件】のア～ウのいずれかの１つの要件を全て満たしている者とする。

２　世帯向けの移住支援金は、【Ｃ ２人以上世帯の認定要件】の全てを満たしていることとする。

３　子育て世帯加算（18歳未満の者１人につき100万円）は、【Ｄ 子育て世帯加算の認定要件】の全てを満たしていることとする。

**【Ａ 移住者に関する要件】　全てを満たすこと**

|  |
| --- |
| ア　移住元要件 |
| □ | いずれか該当をチェック | □住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上（※１）東京２３区に在住していた |
| □ 住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上（※１）東京圏（下記条件不利地域を除く。）の地域に在住し、東京２３区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていた |
| 【条件不利地域】[東京都] 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 |
| [埼玉県] 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町 |
| [千葉県] 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 |
| [神奈川県] 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村 |
| □ | いずれか該当をチェック | □ 住民票を移す直前に、連続して１年以上（※１）東京２３区に在住していた  |
| □ 住民票を移す直前に、連続して１年以上（※１）東京圏（上記条件不利地域を除く。）の地域に在住し、東京２３区内へ通勤をしていた（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。） |
| イ　移住先要件 |
| □ | 令和７年４月１日以降、本町に転入したこと。※令和６年４月１日から令和７年３月31日の間に屋久島町へ転入した者については、令和　７年度中に限り交付対象者の要件として認めるものとする。 |
| □ | ５年以上、転入先の市町に継続して居住する意思がある |
| □ | 【申請時期要件】転入後３か月以上１年以内である |
| ウ　その他要件 |
| □ | 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない |
| □ | いずれか該当をチェック | □ 日本人である  |
| □ 外国人で､出入国管理及び難民認定法に定める永住者､日本人の配偶者等､永住者の配偶者等､定住者､特別永住者のいずれかの在留資格を有すること |
| □ | 町税等の滞納がない |
| □ | 地域住民との親睦を図り、集落活動に参加するために集落に加入していること |
| □ | 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や、過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、18歳以上となり、鹿児島県及び本町が認める場合を除く |
| □ | 屋久島町移住者住宅取得事業等補助金（移住費用支援事業）の交付を受けていない |

※１　東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は２年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

**【Ｂ 就業等に関する要件】　ア～オのいずれか１つの要件を全て満たすこと**

|  |
| --- |
| ア 就業（一般）に関する要件 |
| □ | 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること |
| □ | 鹿児島県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（かごJob）に掲載している求人の対象法人である |
| □ | ３親等以内の親族が代表者、取締役などを務めている法人でない |
| □ | 【申請時期要件】週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、３か月以上在職していること |
| □ | マッチングサイト求人への応募は、「かごJob」に対象求人として掲載された日以降である |
| □ | 当該法人等に申請日から５年以上継続して勤務する意思がある |
| □ | 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である |
| イ 就業（専門人材）に関する要件 |
| □ | いずれか該当をチェック | □　鹿児島県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用して就業した者である。 |
| □　国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者である |
| □ | 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること |
| □ | 【申請時期要件】週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において3か月以上在職していること。 |
| □ | 当該就業先において、申請の日から５年以上継続して勤務する意思がある |
| □ | 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である |
| □ | 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない |
| ウ テレワークに関する要件 |
| □ | 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した |
| □ | 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。 |
| □ | 勤務先部署からの通勤手当を受けていない |
| □ | 所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供されていない |
| エ　関係人口に関する要件 |
| □ | 屋久島町や地域の人々と関わりを有する者のうち、転入時に45歳未満であること。 |
| □ | 交付対象者の要件 |
| いずれか該当をチェック | □　屋久島町に寄付したことがあること |
| □　過去に屋久島町の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと |
| □　屋久島町内に2親等以内の親族が居住していること |
| □ | 地域の担い手確保の要件 |
| いずれか該当をチェック | □　農林水産業で自活できる程度の収入のある事業を営む者又はその見込みのある者 |
| □　屋久島町内で個人事業の開業又は法人の設立・移転を行っていること。 |
| □　後継者や人手が不足する地域産業等（求人広告している企業に限る。）に従事する者 |
| □ | 支援金の申請日から５年以上継続して就労（就業、起業等を含む。）する意思を有していること。 |
| オ　起業に関する要件 |
| □ | 【申請時期要件】鹿児島県県実施要領に基づく起業支援金について１年以内に交付決定を受けている |

**【Ｅ　２人以上世帯の認定要件】　全てを満たすこと**

|  |
| --- |
| 世帯に関する要件 |
| □ | 申請者を含む２人以上の世帯員が移住元で同一世帯に属していた |
| □ | 申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属している |
| □ | 交付対象者を含む２人以上の世帯員が、いずれも令和７年４月１日以降に転入したこと※令和６年４月１日から令和７年３月31日の間に屋久島町へ転入した者については、令和　７年度中に限り交付対象者の要件として認めるものとする。 |
| □ | 【申請時期要件】申請者を含む世帯の２人以上が３か月以上転入後１年以内である |
| □ | 全ての世帯員が暴力団等の反社会的勢力や反社会的勢力と関係を有する者でない |

**【Ｆ　子育て世帯加算の認定要件】　全てを満たすこと**

|  |
| --- |
| 　子育て加算に関する要件 |
| □ | 18歳未満の世帯員は、【Ｃ２人以上世帯の認定要件】を満たした上で、申請日の属する年度の４月１日時点において18歳未満であること（ただし、申請日が属する年度の４月２日が18歳の誕生日の者は対象とする） |
| □ | 18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でない |

**【 参考　移住支援金の返還要件】**

|  |
| --- |
| 【全額返還】・虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合・移住支援金の申請から３年未満で本町から転出した場合・移住支援金の申請から１年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合・起業支援金事業に係る交付決定を取り消された場合 |
| 【半額返還】・移住支援金の申請から３年以上５年以内で本町から転出した場合 |